

週休2日取組工事 実施要領

1. 趣旨

建設産業においても、ワーク・ライフ・バランスを促進するために、土木工事現場において完全週休2日制を採用できる工事を発注することで、誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す。

2. 概要

「週休2日取組工事」を実施し、完全週休2日に取り組んだ工事に対して週休2日の取得に要する費用を計上する。

- 毎週「土日」を休みとする「完全週休2日制」を実施（ただし、工事内容により「特定した2曜日」とすることができる。）
- 「週休2日取組工事」の採用は、発注者が事前に入札公告等により明示する。
- 週休2日の取得に要する費用を計上する。
- 対象工事は、土木工事（災害復旧工事、単価契約工事を除く。）とし、その工事規模および工期ならびに施工条件等を考慮し決定する。また、現地作業が1週間に満たない工事は対象外とする。
- 発注方式は次のいずれかによる方式を基本とする。
 - ①発注者指定方式
発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式
 - ②受注者希望方式
受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

3. 定義

- ・「完全週休2日」の定義は、「工事着手日から工事完了日までの土曜日と日曜日（または特定した2曜日）に現場閉所を行ったと認められる状態」とする。
- ・「現場閉所」の定義は、「現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。」とする。
- ・対象外の期間は以下の（1）および（2）の期間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。
 - （1）以下に該当する期間を含む週単位の期間とする。
 - ①準備期間（契約日から現場施工に着手するまでの期間）、後片付け期間（工期末から20日前または工事完了日のうち早い日から工期末までの期間）
 - ②工場製作のみの期間
 - ③工事全体を一時中止している期間

④夏季休暇（３日）、年末年始（12月29日から1月3日までの6日間）

（2）以下の項目を休暇日に行う場合、その日を含む週単位の期間

- ①緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む）
- ②天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業
- ③発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業
- ④その他、現場条件等により監督職員の指示に基づき休暇日に行う作業

・雨休日は、土日、祝祭日、年末年始（６日間）および夏季休暇（３日間）ならびに平日の悪天候による不稼働日とする。

・工事完了日は、工事完了届書の提出日または工事打合せ簿により現場作業が完了したことの確認を受けた日とする。

4. 実施方法

（1）工事着手前

- ・受注者が、休暇日を明示した工事工程表を作成した上で、監督員と工程を協議し、土曜日と日曜日（または特定した２曜日）を休暇日とする完全週休２日を実施できることを確認する。工事工程表により確認できない場合は、工事工程表を再提出、再協議により確認する。
- ・工事工程表にあわせて、完全週休２日の実施が可能か否かの観点により、「工事施工体制」についても受発注者により確認する。
- ・対象外となる作業が事前に確認できるものについては、事前に協議を行う。

（2）工事実施期間中

- ・当該工事が「週休２日取組工事」であることを示す看板（以下、「週休２日看板」という。）を工事現場で一般の方の目につきやすい場所に掲示する。
- ・週休２日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中も受注者が管理する。
- ・週休２日看板のサイズは問わないが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫する。
- ・完全週休２日の実施状況は、受発注者の両方で、工事日報等により月毎に確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。
- ・3. 定義の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休暇日の確保が困難な事象が生じても、原則、5. 評価の対象期間から控除しない。
- ・監督職員は、可能であれば、実施状況を確認する。

（3）工事完了時

- ・すべての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

5. 評価

- ・受注者は、任意様式より実施結果を監督職員に報告し、この報告に基づき、受発注者ともに確認の上、発注者が必要となる費用の計上に関して決定する。
- ・工期延期等、工期に変更があった場合の対象は、変更後の工期とする。

6. 費用

週休 2 日の取得に要する費用の計上は、次の（１）から（３）までによる。

（１）補正係数

滋賀県の「（土木工事版）週休 2 日取組指定型工事実施要領」に記載の積算方法に準じて行う。

（２）補正方法

①発注者指定方式

当初予定価格から週休 2 日達成 100%を前提とした補正係数を各経費に乘じるものとする。

なお、週休 2 日の達成状況を確認後、完全週休 2 日が未達成のものは、建設工事請負契約約款第 24 条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

②受注者希望方式

週休 2 日の実施状況を確認後、完全週休 2 日を達成したものは、建設工事請負契約約款第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

（３）対象工事である旨等の明示

週休 2 日に取り組む工事の対象とし、週休 2 日の達成状況に応じて経費の補正を行う場合は、特記仕様書に対象工事である旨を以下のとおり記載するものとする。

発注者指定方式の場合の記載例

本工事は、発注者が完全週休 2 日に取り組むことを指定する週休 2 日工事（発注者指定方式）である。費用の計上にあたっては、「週休 2 日取組工事実施要領」により行う。

受注者希望方式の場合の記載例

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休 2 日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休 2 日工事（受注者希望方式）である。費用の計上にあたっては、「週休 2 日取組工事実施要領」により行う。

7. 着手前の確認事項等

週休 2 日に取り組むに当たり以下の点の確認等を行い、受注者の責によらない理由で週休 2 日に取り組むことが不可能な場合は工期について協議を行い、監督職員は必要に応じて工期を

変更する。

- ①受注者は、休暇日を明示した工事工程表を作成し、監督職員へ提出する。
- ②「工事工程表」「工事施工体制」について、週休２日の実施が可能か否かの観点により、受発注者により確認し、工期に影響のある事項を共有する。
- ③対象外となる作業が事前に確認できる場合は、事前に協議を行う。

8. 現場閉所の確認方法等

受注者は、毎月第一月曜日までの現場閉所日実績を打合せ簿により報告をする。

発注者は書類の作成負担等にも考慮し、閉所予定・実績が記載された工程表や作業日報等 既存資料により実績報告のあった現場閉所を確認するものとする。

(1) 工事実施期間中

①休暇日の確認

週休２日の実施状況は、受発注者の両者が、工事日報等により概ね１か月単位（履行報告と同時期等）で確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。

②確認資料の作成

受注者は工事日報等へ平日に天候（降雨、降雪等）により休工とした日を明示し、必要に応じて工事箇所の降雨状況の写真を撮影する、発注時の雨休率算定に用いた地点における降雨量を記録するなど受注者の責によらず休工としたことが確認できる資料を作成する。

③天候による休工の確認

上記①の確認時に②の資料により監督職員は天候による休工が適当であったことを確認する。

ただし、監督職員との協議により資料を作成する必要がある場合はこの限りではない。監督職員は前日から降雨が続くなど休工となることが明らかな場合は資料の作成を求めないものとし、資料は必要最低限する。

また、既存資料で確認できる場合はこれに代えることができる。

④対象期間における雨休日が発注時の明示以上あった場合

受発注者協議のうえ原則として、その差分について工期の延長を行う。

ただし、工期に余裕があるなど工期の延長を行う必要がない場合はこの限りではない。

また、現場条件により工期の延長が困難なため、対象期間の休暇日に作業を行った場合、上記の差分を休暇日に振替えを行うことができる。

(2) 工事完了時

対象期間内全ての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

9. その他

- ・完全週休2日制の不履行に対する措置は、原則として設けないものとする。
- ・上記において定めのないことは、受発注者間の協議により決定する。

付 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。